

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

**諸塚村は、宮崎県の西北部、海岸線から 50km 程、耳川を遡った九州山地の東面に位置している。総面積が 187.56 ㎏で、諸塚山 (1,342m) を中心とする標高 1,000m 級の山々に囲まれ、地形は急峻で平地が乏しく、わずか 1%にも満たない農耕地が山腹や谷間に点在している。河川は、九州中央山地に源流を持つ二級河川の耳川が隣接の美郷町西郷との境を流れている。さらに、村の中心部を七ツ山川、柳原川の両支流が北から南に流れ、耳川に合流している。これらの河川は、高低差があり、水量豊富であるため、九州電力(株)により、村内に 3 箇所の発電用ダムが構築され、水力発電に利用されている。地質は、大部分が中世層の四万十層群に属し、多くは砂岩、粘板岩及び頁岩の層が北東から南西の方向に走っている。北西山岳部には石灰岩層が露出しており、特異な地形を表しているところもある。また、一部の河川流域には、阿蘇カルデラの大噴火による火山性の灰石が点在しているが、土壌の大部分は水成岩を基岩とした土壌で、地味豊かで木材の生育に適している。**

**気象は、温暖多雨地域で、平均気温約 15℃であるが、夏場の最高気温が 38℃、冬場の最低気温が - 8℃を記録しており、寒暖の差が大きい。降水量は約 2,200~3,500mm と年間を通じて多い。太平洋側に面していることから、年を通じた日照時間は全体的に長いが、地形の起伏が大きいために、日照時間が少ない場所も多い。11 月から 4 月初旬には霜が見られ、冬期には積雪を記録することもある。**

【地震・津波】

(1) 地震 本村において、最も影響が大きいと考えられる地震は**南海トラフ巨大地震**である。県によると、**南海トラフ巨大地震における本村の震度想定は最大震度 6 弱、被害想定は建物の全壊が約 10 棟、負傷者が約 10 名程度となっている。**

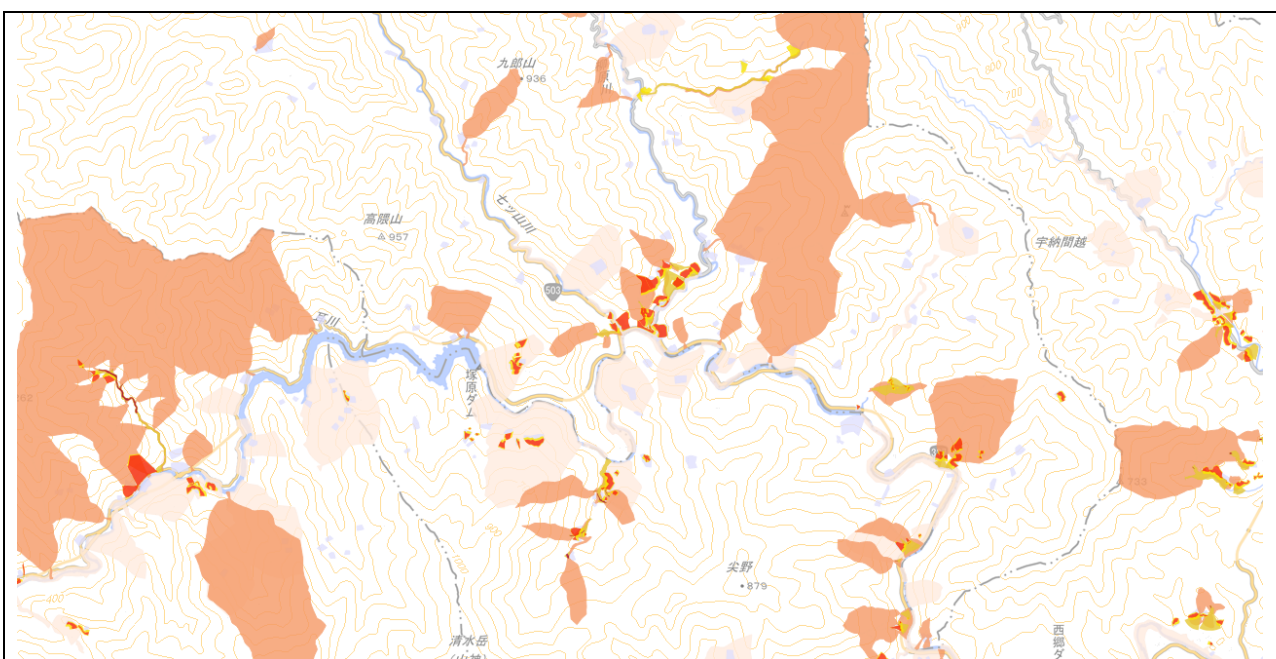
南海トラフ地震		
最大深度		震度 6 弱
人的被害	死者	わずか
	負傷者	約 10 人
建物被害	全壊	約 10 棟
	半壊	約 70 棟

出典：宮崎県「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）」

【風水害・土砂】

(2) 風水害 本村には耳川及びその支流が貫流しており、それらの周辺は急傾斜地帯となっており、**土砂災害警戒区域が点在している。**これまでも平成 17 年の台風 14 号など台風等を起因とする災害に見舞われており、森林整備、河川砂防工事等の施設整備が進められてきた。特に平成 17 年の台風 14 号災害後は、**村中心街の嵩上げを行うことで、洪水被害の対策を図った。**しかし、周辺を山に囲まれていることから、**依然として、豪雨期には常に土砂崩れや洪水などのリスクが付きまとっている。**

以下、諸塚村を地図の中心地としたハザードマップにおける土砂災害リスクである。広範囲に最も目立つ部分は土石流危険渓流（土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を与えるおそれがある溪流）であり、土砂災害のリスクが高いことを示している。



〈ハザードマップポータルサイトの重ねるハザードマップより〉

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、未知の要素が多く、急速に伝染していく疾病が発生すると、医療体制が貧弱であり、かつ高齢者が多い当村では、多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。更に、感染症による行動自粛で、事業の規模縮小や最悪の場合営業停止・休業を強いられることが多く、また、それが長期的に続いてしまうと、資金が枯渇し、事業継続に向けて大きな影響を及ぼしてしまう恐れもある。

- ・ 新型インフルエンザ等対策（内閣官房） <https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房） <https://corona.go.jp/>
- ・ 感染症情報（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

(2)商工業者の状況（※令和3年4月1日時点）

- ・ 商工業者数 65 社
- ・ 小規模事業者数 58 社

商工業者の状況（内訳）

業種	区分 商工業者	区分 小規模事業者	備考
製造業	9	8	
建設業	10	9	
卸・小売業	15	12	
飲食・サービス業	18	17	
その他	13	12	
合計	65	58	

○これまでの取り組み

## 1. 当村の取り組み

### ① リスクシナリオの設定

国の基本計画及び県地域計画を参考にしつつ、対象とするリスク及び本村の特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（＝リスクシナリオ）を28項目設定した。

設定したリスクシナリオを回避するための対応方針を検討するにあたり、実効性の向上及び担当課の明確化という観点から、施策分野の設定を行った。施策分野の設定にあたっては、国基本計画及び県地域計画を参考に設定した。なお、個別施策分野に共通する課題を網羅するために、横断的分野を設定した。

### ② 防災訓練と組織強化

消防団員は継続的に応急手当講習等を受講し、緊急時の対応能力向上を図る。 毎年6月に、土砂災害を想定した防災訓練を公民館単位で順番に実施している。今後も継続的に訓練を実施し、地域の防災力向上を図る。役場職員をはじめ、消防団、自主防災組織、住民等において、災害時に対応した訓練を継続的に実施し、地域の防災力向上を図る。

### ③ 防災備品の備蓄・地域との連携

村として備蓄は行っており、備蓄品目・備蓄量等、適切な備蓄の在り方について検討を重ねている。また、住民へ備蓄の促進も定期的に行っている。

近隣自治体との専門部会を継続的に実施し、広域的な対応について連携体制を強化している。他市町村、建設業協会、その他関係機関等との相互応援協定の締結など、連携の強化に努めている。

### ④ 災害時の情報伝達およびサービス

災害時の情報伝達・情報収集・応援要請等において、対応の遅れを防ぐために、情報伝達手段の多様化を進めている。

防災行政無線や J-ALERT、HP など、情報伝達手段の多様化を進めており、情報伝達手段の周知・啓発に努めている。

## 1-2. 当商工会の取り組み

### ① 災害リスクセミナーを開催

損害保険会社の講師を招き、災害リスクに関するセミナーを開催し、近年の災害被害の情報提供と災害リスク対策としてのBCPの策定に関するアドバイスを商工業者向けに行った。また、損害保険でのファイナンス面でのリスク対策についてもアドバイスを行った。

## 2. 課題

### ① 緊急時の体制不十分・対応人材の確保難

緊急時の協力体制やマニュアルが不十分であり、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。加えて、人口減少・少子高齢化が進行する中で、人材不足が深刻な問題となっており、消防団員を含めて、災害対応にあたる人材を確保するための対策が必要である。

### ② 管内小規模事業者の危機意識の不足

「まだ大丈夫」「被災時に何をすればいいかわからない」「最終的にはなんとかなるのでは」など危機意識の不足が多々見られる。

③ 事業者 BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない

計画の必要性、実効性、効果について理解が進まず、また計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちで、計画の実効性を担保することが難しい。

④ 計画策定支援ノウハウ不足

職員の BCP、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家及び損保会社との連携が必要である。

⑤ 小規模事業者向けの簡易な策定ツールの不足

小規模事業者には手間と時間が無く、ハードルが高すぎるとの意見が多く、支援者が作成支援しても事業者が作成に殆ど関われないのが現状で、支援者の一方的な計画策定になりがちである。

事業継続力強化計画においても、計画策定には事業者の主体的な取組が必要であり、事業者が時間と手間をかけずに作成できるようなツールが必要である。

⑥ 緊急対応に関する村と商工会との連携体制が整っていない

現在、村と商工会それぞれの業務継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うことになるが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑦ 感染症対策

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### 3. 目標

事業者の危機意識・災害リスク対策意識の向上を目指し、セミナーやパンフレット・チラシ・ハザードマップレポートを用いて情報提供を行うとともに、事業継続力強化計画・BCP 策定の重要性を周知していく。具体的な数値としては、年間 20 件以上の策定に係る周知活動を行うとともに、BCP や事業継続力強化計画の策定を、年間 3 社を目標に 5 年間で 15 社作成できるよう支援を行っていく。

〈目標〉

①BCP 策定に係る周知活動件数	年：20 件
②BCP・事業継続力強化計画策定セミナーの開催回数	年：1 回
③BCP・事業継続力強化計画策定支援事業者数	年：3 事業者

また、セミナー開催を通じて、事業者および職員・関係機関の災害リスク、事業継続力強化計画・BCP 策定に関する知識・ノウハウを構築していく。

そして、商工会・村で連携して、定期的な計画の見直し、事前対策の強化を行っていくことで、連携の強化を図っていく。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 【1 事前対策】

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「ハザード情報レポート」や防災ハンドブック等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。
- ・損保会社と連携し、リスクファイナンスを実施し自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。
- ・会報、ホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。
- ・実効性の高いBCP、及び事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記「ハザード情報レポート」「防災ハンドブック」等を活用しつつ、コロナ等感染症の対策も踏まえた事業者向けの簡易的な「事業継続計画・BCP策定ガイドライン」(冊子)を作成し、配布する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度中に事業継続計画を策定予定。

#### 3) 関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、リスクファイナンス、損害保険の紹介を行う。
- ・諸塚村商工会の開催するセミナー、講習会への職員参加、事業者への周知案内。
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等について説明、申請支援を連携して支援する。

#### 4) フォローアップ

- ・現在加入のリスクファイナンス相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

## 【2 発災後の対策】

自然災害の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に各自、自身及び家族の安否を確認し、通信網が使用可能なら職員間で連絡する。 また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの役職員安否情報、被害状況は村と LINE、携帯等で情報共有する。

安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、次の非常時優先業務について村と協議する。東臼杵郡内で感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、諸塚村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### ◆村と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを村と整備する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と諸塚村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

#### 【在宅時の豪雨のケース】

職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

#### 【在宅時の大型地震のケース】

職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。 具体的には、宮崎県商工会連合会に連絡をとり、指示を仰ぐとともに、必要によっては、隣接している商工会（椎葉村、美郷町、東郷町、門川町）に協力要請を行う。

- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。 出勤時、平時に被害発生の場合は、諸塚村役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、村内巡回し被害状況を確認する。

（被害状況の目安は以下を想定）

大規模被害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li></ul>
-------	--

被害あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害状況等を共有する。
  - 発災後～1 週間 1 日に 3 回連絡する。
  - 1 週間～2 週間 1 日に 2 回連絡する。
  - 2 週間～1 ヶ月 1 日に 1 回連絡する。
  - 1 ヶ月以降 2 日に 1 回連絡する。

### 【3 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。（役員による各地区の被害状況の報告を実施）
  - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
  - ・当会と諸塚村は被害状況確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
  - ・当会と諸塚村が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて宮崎県商工会連合会を經由して宮崎県へ報告する。
  - ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当村より県へ報告する。

### ※報告様式

被害状況内訳書		【別紙】		
【令和 年 月 台風 号】		商工会		
令和 年 月 日現在		商工会議所 名	_____	
		担当課・担当者名	_____	
		電話番号	_____	
		FAX番号	_____	
企業等の名称	商業・工業・その他の別	被害状況	被害額(千円)	備考
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			
	商業・工業・その他			

※商業・工業・その他野別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものを○で囲んでください。

○商業～卸売業、小売業、飲食業

○工業～製造業

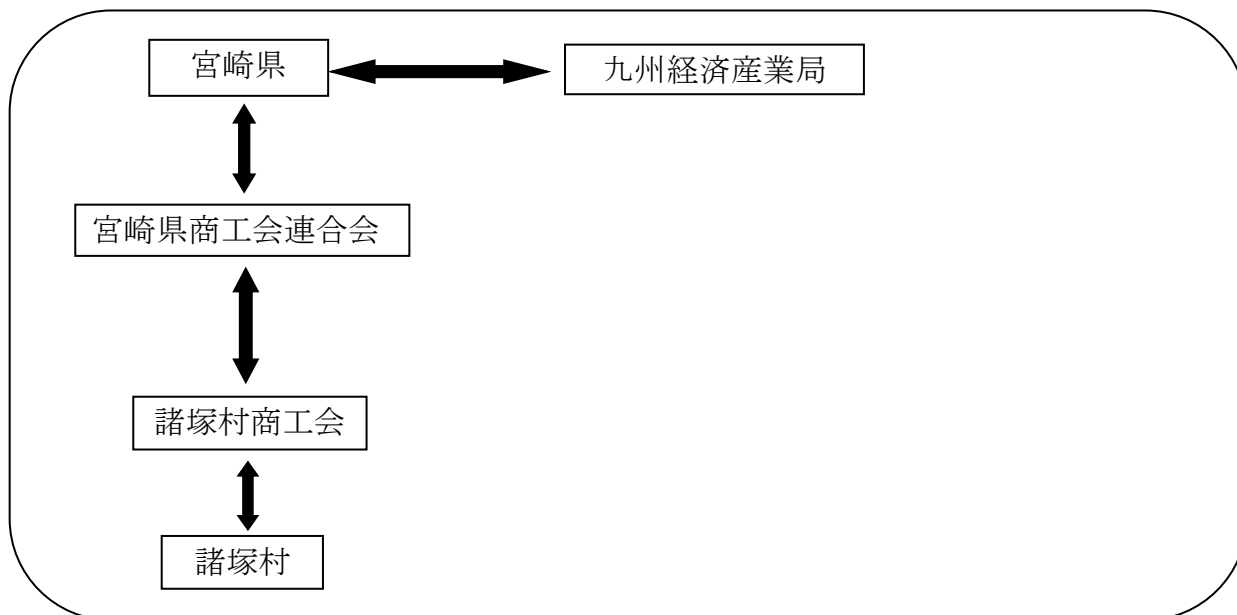
○その他～①船業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの

②観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

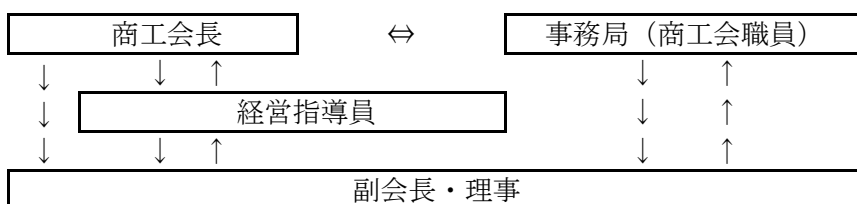
※被害状況については、全壊・半壊・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。

※被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

※情報共有・報告の流れ【諸塚村商工会外部】



※指示命令系統・連絡体制（安否確認）【諸塚村商工会内部】



【4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

・相談窓口の開設方法について、諸塚村、公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。  
 （国、宮崎県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）

・安全性が確認された場所において、諸塚村、公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、宮崎県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。また、被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。

・日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。

・被災した、事業者、従業員やそのご家族のため宮崎県商工会連合会、及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金を支援する。

・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。



段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡網で確認</li> <li>・役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認</li> </ul>
		大まかな被害確認 (職員参集可否、および居住地から勤務地経路被害状況確認)	
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り</li> </ul>
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日後 ～14日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り。相談窓口設置後は窓口相談。</li> </ul>
		間接的被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。
- ・日本政策金融公庫・県との連携により、災害復旧に係る設備投資・運転資金の速やかかつ円滑な融資申請支援を行う。

#### 【5 地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・国、宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、宮崎県、宮崎県商工会連合会に協力要請を行う。

- ・被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店支援

安全性の確保される場所において、近隣商工会（椎葉村、美郷町、東郷町、門川町）との連携により、交通網が遮断されていない場合は、一時的に日向市、美郷町、椎葉村の事業者から仕入、仮設店舗にて販売を行う。このほか、プレハブの建設や空き家を利用することも計画している。そのための、具体的な連携方法については、近隣商工会と協議の上、決定していく。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

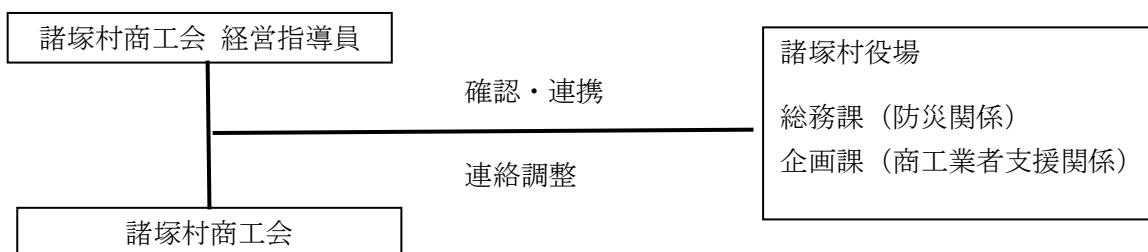
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 有澤 育人 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

諸塚村商工会 住所 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2638-18  
TEL 0982-65-1197  
FAX 0982-65-1198  
E-mail : morotsuka@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

諸塚村役場 総務課 (防災関係担当)・企画課 (商工業者支援担当)

住所 : 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2683  
TEL 0982-65-1112 (総務課)  
TEL 0982-65-1116 (企画課)  
FAX 0982-65-0032 (共通)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
セミナー開催費	10	10	10	10	10
防災備品購入費	10	10	10	10	10
広報資料作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入等自己財源から調達する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名						
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店 支店長 石丸 宗樹 住所 宮崎県 宮崎市 中村西1丁目1-6						
連携して実施する事業の内容						
想定被害の把握の為、「ハザード情報レポート」の提供やリスクファイナンス相談、BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣を想定。						
連携して事業を実施する者の役割						
あいおいニッセイ同和損保株式会社 宮崎支店 ①「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。また、必要に応じリスク管理としてリスクファイナンス相談の実施。 ②BCP（サイバー・感染症）、事業継続力強化計画作成支援のため専門家を派遣する。 ③簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防災意識が高まる効果を期待、また、簡易キット「BCPキットくん」利用により事業継続力強化計画、BCPへの取り組むきっかけになる効果を期待する。						
連携体制図等						
・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宮崎支店 延岡支社  ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">諸塚村商工会</td><td style="text-align: center;">→ → →</td><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">あいおいニッセイ同和損保</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">← ← ←</td><td></td></tr></table> ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣	諸塚村商工会	→ → →	あいおいニッセイ同和損保		← ← ←	
諸塚村商工会	→ → →	あいおいニッセイ同和損保				
	← ← ←					